

保険・年金 フォーカス

保険の社会的サステナビリティ

「差別」が「差別化」に入り込まないようにするには…

保険研究部 主席研究員 篠原 拓也
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

1—はじめに

ESG 経営がさまざまな産業で進められている。保険会社による保険事業もそのうちの 1 つだ。保険事業では、大きく分けて資産運用と保険引受の 2 つの面で、ESG への取り組みが求められる。

資産運用面は、いわゆる ESG 投資だ。これは、保険会社に限らず、金融機関や基金などに当てはまる。一方、保険引受面は、保険料設定や保険引受査定など、保険事業特有の事項を含んでいる。保険のプライシングやリスク管理を行うアクチュアリーが、関与する事項も多い。

欧州アクチュアリー会は、2024 年 2 月に、保険における社会的サステナビリティに関するペーパー（以下、単に「ペーパー」と呼称）¹を公表している。本稿では、その内容を踏まえながら、アクチュアリーや保険会社の立場から、保険引受面において社会的サステナビリティを保つためには、どのような視点が必要となるかを考えていくこととしたい。

2—ESG のサステナビリティ開示基準

欧米では、企業の ESG 情報の開示基準が設けられている。まずは、その概要を簡単に見ていこう。

1 | 米国では、26 の課題カテゴリーが示されている

米国では、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) が、ESG 情報開示基準として、「SASB スタងダード」を設定している。非財務情報のうち、重要課題を“マテリアリティ”と定義して、その開示について定めている。また、9 分野 77 産業について個別基準も設けている。米国企業のみならず、米国に進出する日本企業にも SASB スタងダードの採択と、それに則した ESG 情報の開示が期待されている。

SASB スタងダードでは、開示項目について、5 つのディメンション(局面)と 26 の課題カテゴリーが示されている。そのうち、社会資本の中には、人権と地域社会のつながり、製品の品質と安全性、顧客の福祉などが含まれている。

¹ “Social Sustainability in Insurance : What, Who, and How” (AAE, Feb. 2024)

図表 1. SASB スタンダードの 5 つのフェーズと 26 の課題カテゴリー

環境	社会資本	人的資本	ビジネスモデルとイノベーション	リーダーシップとガバナンス
温室効果ガス排出	人権と地域社会のつながり	労働慣行	製品設計とライフサイクル管理	経営倫理
大気質	顧客のプライバシー	従業員の健康と安全	ビジネスモデルの回復力	競争行動
エネルギー管理	データセキュリティ	従業員エンゲージメント・多様性と包摂	サプライチェーン管理	法規制環境の管理
水及び下水管理	アクセスとアフォーダビリティ		材料の調達と効率	クリティカルインシデントリスク管理
廃棄物及び危険物管理	製品の品質と安全性		気候変動の物理的影響	システミックリスク管理
生態系への影響	顧客の福祉 販売慣行と製品のラベリング			

※ 「ESG 情報開示枠組みの紹介 SASB スタンダード」(日本取引所グループホームページ)を参考に、筆者作成

2 | 欧州では、コミュニティや消費者等への影響が開示項目として挙げられている

欧州では、2024 年 1 月 1 日より、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)が適用されている。EU 域内企業だけではなく、EU 域外企業であっても基準の対象となる²。ESRS は、全般的な基準と環境、社会、ガバナンスごとの基準に分かれている。そのうち、社会の中には自社の従業員、バリューチェーン上の労働者とともに、影響を受けるコミュニティ、消費者及びエンドユーザーが挙げられている。

図表 2. ESRS のトピック

全般的な基準	環境	社会	ガバナンス
一般的要件	気候変動	自社の従業員	事業運営
一般的開示	汚染 水及び海洋資源 生物多様性及び生態系 資源利用及びサーキュラーエコノミー	バリューチェーン上の労働者 影響を受けるコミュニティ 消費者及びエンドユーザー	

※ 「関連法務トピックス(2024 年 1 月) - 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS) -」(ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター, PwC Legal Japan News)を参考に、筆者作成

3 — 保険引受の社会的サステナビリティ

保険会社は、資産運用面で、ESG の各項目に渡る対応が求められるものと考えられる。一方、保険引受面では、顧客や社会との接し方が中心課題になるものとみられる。本章では、保険引受面についてみていこう。

² EU 域外企業については、2028 年 1 月以降に開始する会計年度分から報告義務が適用される。

1 | 保険が富裕と貧困の固定化を助長しないように

いま、海外でも国内でも、社会の経済格差は拡大傾向にあるものと考えられる。各国で、かつての中流層が減り、富裕層と貧困層に二分されるような社会現象が見られるようになっている。

保険は本来、公的なもの、私的なものを問わず、少額の保険料でリスクに備えることを通じて、こうした格差を縮小する役割を持つ。健康保険、失業保険、自動車損害賠償責任保険のような強制加入型の保険では、社会全体のリスクカバーを加入者が平等に負担している。信用生命保険のような貸付契約の条件としてゆるやかに強制するタイプの保険であっても、基本的にこの点は成り立っている。

ただし、ペーパーによれば、富裕層がセカンドハウスの取得のために住宅ローンを活用する場合は、信用生命保険に加入する社会的ニーズは乏しいものと考えられる。こうした点から、保険が富裕と貧困の固定化を助長しないよう、社会的格差にどのような影響を及ぼすか、慎重に見極める必要があるものとみられる。

2 | 差別化が差別につながらないように

保険が他の商品や製品の販売と大きく異なる点の1つとして、保険加入時に危険選択が行われることが挙げられる。保険事故が発生しやすくリスクの大きい顧客には、高い保険料率を設定する、または保険引受を謝絶する、という取り扱いになる。この危険選択は、合理的かつ正当に行わないと、差別を生じさせてしまう。

ペーパーは、「差別(discrimination)」と「差別化(differentiation)」という用語を異なるものとして定義している。「差別」は、不当で違法なものであり、禁止されるべきものである。また、文化的に受け入れられないものを指す。一方、「差別化」は、正当で合法的なもので一般的な文化的態度と一致するものとしている。保険の価格設定や引受査定においては、両者を正しく使い分ける必要がある。

差別化については、ベースとなる法令や社会規範が時代とともに変化する可能性があることに注意が必要となる。例えば、公的な健康保険で、過去の健診データや診療データの分析を踏まえて、危険選択を行い、保険料を差別化する(もしくは高リスク顧客は謝絶する)取り扱いが問題になりうる。危険選択の理論からすれば、合理的かつ正当となるかもしれない。しかし、健康保険を全員加入型として取り扱う以上、医療へのアクセスを保証すること(保険の包摂)が重要とみなされることが一般的である。健康や福祉に十分な生活水準を保持する権利や失業、疾病等による生活不能の場合に保障を受ける権利については、国連世界人権宣言第25条にも謳(うた)われている。このように、差別化が差別につながらないように、注意することが求められる。

図表 3. 国連世界人権宣言 (第25条第1項)

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

※ 「世界人権宣言 (全文)」(アムネスティ日本ホームページ)をもとに、筆者抽出(下線は筆者が付した)

3 | 社会的公平性と包摂のバランスをどうとるか?

保険の包摂は、保険引受の社会的サステナビリティをみる上で中心的課題と言える。欧州では、2023年9月に、がん生存者の忘れられる権利(right to be forgotten)が消費者信用に関する新たな指令の規則として採択された。これは、がん生存者ががんに罹患したことを忘れられる権利を持つことにより、新たに保険に加入できるようにすることをいう。

図表 4. がん生存者の忘れられる権利

124. Considers that insurers and banks should not take into account the medical history of people who have been affected by cancer; calls for national legislation to ensure that cancer survivors are not discriminated against compared to other consumers; notes the Commission's intention to engage with businesses to develop a code of conduct to ensure that developments in cancer treatments and their improved effectiveness are reflected in the business practices of financial service providers; supports, in parallel, the promotion of advances made in France, Belgium, Luxembourg and the Netherlands, where cancer survivors enjoy the 'right to be forgotten'; requests that by 2025, at the latest, all Member States should guarantee the right to be forgotten to all European patients 10 years after the end of their treatment, and up to five years after the end of treatment for patients whose diagnosis was made before the age of 18; calls for the introduction of common standards for the right to be forgotten under the relevant provisions on consumer protection policy of the Treaty on the Functioning of the European Union, in order to remedy the fragmented national practices in the area of creditworthiness assessment and ensure equal access to credit for cancer survivors; calls for embedding the right to be forgotten for cancer survivors into relevant EU legislation to prevent discrimination and improve cancer survivors' access to financial services;

(翻訳)

124. 保険会社と銀行は、がんに罹患した人々の病歴を考慮に入れるべきではないと考える。がん生存者が他の消費者と比較して差別されないことを保証するための国内法の制定を求める。がん治療の進展とその有効性の向上が金融サービス提供者のビジネス慣行に反映されることを保証するために、企業と協力して行動規範を策定するという委員会の意図に留意する。同時に、がん生存者が「忘れられる権利」を享受しているフランス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダでの進展の促進を支持する。遅くとも2025年までに、すべての加盟国が治療終了から10年後、18歳未満で診断された患者については治療終了から最長で5年後までに、欧州のすべての患者に対して忘れられる権利を保証するよう求める。信用力評価の分野における細分化された国内慣行を是正し、がん生存者の信用への平等なアクセスを確保するために、欧州連合の機能に関する条約の消費者保護政策に関する関連規定の下で忘れられる権利に関する共通基準の導入を求める。差別を防止し、がん生存者の金融サービスへのアクセスを改善するために、がん生存者の忘れられる権利を関連するEU法に組み込むよう求める。

※ “Report on strengthening Europe in the fight against cancer - towards a comprehensive and coordinated strategy” (European Parliament, 2022) をもとに、筆者作成(翻訳は筆者が行った(下線は筆者が付した))

4—アクチュアリー保険数理的対応

前章に挙げた社会的サステナビリティへの対応は、保険数理やリスク管理の面で、さまざまな問題を引き起こしかねない。本章では、その解決策について検討してみたい。

1 | 真のリスクを超えるリスクについて引受を制限

富裕層がセカンドハウスの取得のために住宅ローンを活用する場合に信用生命保険に加入することがある。ペーパーでは、こうした保険は、真のリスクを超えるものとしている。そして、こうした保険ばかりを取り扱う保険会社があれば、自社と業界の評判を深刻に傷つける可能性があるとしている。

解決策として、保険業界にさらなる規制を導入して、真のリスクを超えるリスクについて引受を制限することが考えられる。ただし、こうした制限が広がると、保険会社のリスク分担能力が低下してしまう恐れがある点にも、留意が必要と考えられる。

2 | 差別を防ぐためにリスク区分について慎重な検討が必要

(1) 相関関係や因果関係の検討

健康保険で、過去の健診データや診療データの分析を踏まえて、危険選択を行い、保険料を差別化することが、差別につながらないようにする必要がある。そのためには、アクチュアリーと引受査定者は、リスク区分とリスクを示すデータの相関関係や因果関係を検討する必要がある。例えば、顧客の住所を表す郵便番号を危険選択に用いることは、結果的に富裕層の暮らす地域と貧困層の暮らす地域を区分することにつながる場合がある。そして、貧困層の顧客にとっては好ましくない保険料の上乗せを行うことになりかねない。

(2) 顧客にとってのコントロールの可能性

また、保険会社は、リスク区分の要因が顧客のコントロール可能なものか、合理的なコントロールができないものかを見極める必要がある。例えば、性別、民族的背景、遺伝や、洪水発生の可能性が高い地域での居住はコントロール困難であろう。一方、自動車等の運転行動、喫煙習慣、健康的なBMIの維持は、比較的コントロールしやすいものとみられる。なお、性別と民族的背景は、いわゆる保護属性(protected attributes)として、不公正バイアス混入の原因とされるものであり、いくつかの国ではこうした属性に関するデータの収集や分析が禁止されている。婚姻状況、性的指向、宗教、政治的見解も保護属性として含まれることが一般的とされる。

(3) 既に定着している慣行

さらに、既に使用され、市場慣行として定着している料率設定要因の中にも、新たな研究や理解によってバイアスがあることが明らかになり、見直すことが求められることがある。例えば、米国では、自動車保険、健康保険、生命保険のリスク評価に、信用スコアシステムが用いられるが、これには、人種の偏見が含まれているとされるため、使用を再考する必要があるとの見解もある。

(4) 間接的な差別

直接的な差別に加えて、間接的な差別も存在する。これにより、保護属性に代わって意図せずに差別が行われることもある。例えば、自動車保険で、保険の対象となる車の色をリスク区分に用いる場合を考えてみる。一般に車の色は性別で好みが分かれることが多く、この場合は車の色が性別の属性を代理することとなる可能性がある。また、健康保険のリスク区分として、被保険者の名前を用いるとする。名前は、民族的背景を映す可能性が高いため、民族的背景を代理してしまう恐れがある。

3 | 保険の包摂には、適度な保障のシンプルさが必要

(1) 保険の包摂の原動力

欧州における、がん生存者の忘れられる権利のような、保険の包摂についても検討が必要となる。ペーパーによると、保険の包摂の原動力として、保険の加入可能性、加入の容易さ、手頃な保険料の3つの要素があるという。これらをもとめるためには、保険サービスを利用しにくい層のリスク研究を進めるとともに、募集チャネルの多様化や加入プロセスの簡素化、諸規制の整備などが必要となる。

(2) 包摂の確保と引受けリスクの増大

なお、保険の包摂の確保と、引受けリスクの増大には、一般に連動性があるものとみられている。

保障内容や加入手続きがシンプルな保険商品ほど、加入がしやすく包摂が高まりやすい。一方、そ

うした保険商品には、リスクの高い顧客が混入しやすく、引受リスクが増大しやすい。リスクの増大に対応して、保険料を引き上げれば、手頃な保険料での加入に支障が生じかねない。

この場合、他の保障とセットで加入する(例. 死亡保険と生存保険のセット販売)ことにより、リスクの相殺を図ることも考えられる。ただし、これは顧客にとって不必要な保険への加入を促進してしまう可能性があり、保険会社のコンダクトリスクを引き起こす恐れがある。

アクチュアリーや商品開発担当者は、保険の包摂を踏まえた保険商品開発を模索する必要がある。

5—おわりに (私見)

本稿では、保険の社会的サステナビリティについて見ていった。保険業界や保険会社に求められる ESG として、保険引受の社会的サステナビリティを高めることは必須の要素になっていくものと考えられる。

今後も、保険業界や保険会社のさまざまな取組みを注視していくこととしたい。

(参考文献)

“Social Sustainability in Insurance : What, Who, and How” (AAE, Feb. 2024)

「ESG 情報開示枠組みの紹介 SASB スタンドアード」(日本取引所グループホームページ)

「関連法務トピックス(2024年1月) —欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)—」(ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター, PwC Legal Japan News)

「世界人権宣言(全文)」(アムネスティ日本ホームページ)

“Report on strengthening Europe in the fight against cancer - towards a comprehensive and coordinated strategy” (European Parliament, 2022)